

第5章 被害者の救済対策

1 発生当初における被害者救済

1965（昭和40）年5月31日に新潟水俣病の発生が公式確認された後、県は「新潟県水銀中毒対策本部」を設置し、住民の健康調査などによる被害の把握や原因究明に取り組みましたが、働き手が病に倒れるなどにより医療費の支払や生活費に追われ苦しい生活をしいられた被害者等の求めに応じ、同年8月に死亡患者家族に対して香典2千円を贈るとともに、同年9月に特別措置要綱を決定し、水銀中毒患者及び水銀保有者に対して療養費や療養手当を支給しました。さらに、頭髪水銀50ppm以上の婦人に対しては、受胎調節や出産後は母乳をやめるよう指導を行い、ミルク代の一部を支給しました。

また、新潟市や豊栄市（現新潟市）も、数回にわたり患者世帯に生業資金の貸付を行い、最終的には貸し付けた生業資金総額約4,000万円の返済を免除しました。

一方、県は1965（昭和40）年7月に関係漁協に対して、阿賀野川下流の魚介類採捕規制や阿賀野川産川魚の販売禁止の行政指導を行い、総額50万円の見舞金を支給しました。

2 水俣病の認定制度（「公害健康被害の補償等に関する法律」による救済）

1967（昭和42）年頃から訴訟により損害賠償を求める動きが活発になりました。

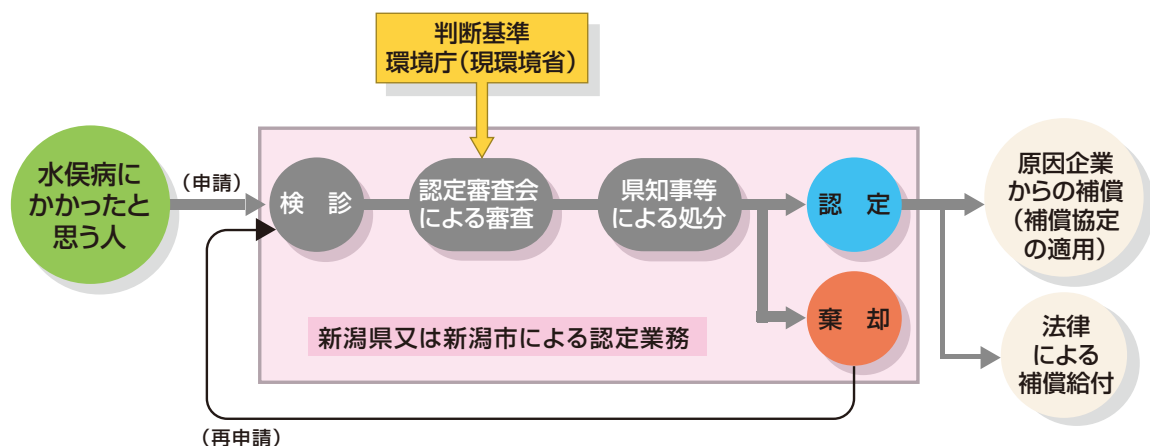
このような状況の中で、同年7月に「公害対策基本法」が制定（8月3日公布）され、健康被害を未然に防止する施策の確立がうたわれ、その後、1969（昭和44）年12月15日に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布されました。

新潟水俣病においては、同年12月20日、同法に基づき阿賀野川下流域一帯が公害指定地域に指定され、1970（昭和45）年2月には、県と新潟市合同の「新潟県・新潟市公害被害者認定審査会」が設置され、法律による認定制度がスタートしました。

その後、1974（昭和49）年には「公害健康被害補償法」（1987（昭和62）年に「公害健康被害の補償等に関する法律」に題名変更）が施行され、法に基づく被害者の認定、補償が行われるようになり、現在も同法に基づき被害者の認定が行われています。

この法律では、本人申請に基づき、県又は市による検診（医学的検査）や認定審査会の医学的審査を経て、知事又は市長がその疾病に係る認定処分を行い、認定された人に対しては医療費や

■ 認定制度のしくみ



生涯補償費の支給が行われます。ただし、新潟水俣病に関しては、原因企業（昭和電工）と患者団体等の間で締結された補償が法律に基づく補償よりも手厚い内容であるため、認定を受けた人には昭和電工から、直接、補償費等が支給されています。

認定申請件数は、新潟水俣病について補償協定が締結された1973（昭和48）年にピークに達し、その後は減少の一途をたどり、1988（昭和63）年から2004（平成16）年までは、14件でしたが、2004（平成16）年10月の熊本水俣病関西訴訟最高裁判決を契機に2005（平成17）年に降増加しました。また、認定された人は、1972（昭和47）年に年間228人と急増した後減少し、1985（昭和60）年以降は、14人となっています。

2015（平成27）年12月31日現在、新潟水俣病の認定申請をした人は延べ2,568人に上り、704人（うち生存者168人）が水俣病と認定されています。

■昭和電工からの補償給付内容

2001（平成13）年4月現在

項目	患者1人当たりの給付内容
補償費	慰謝料 1,500万円
	終身特別調整手当（年額） 1,428,100円
医療費に関連する給付	水俣病についての医療費 全額
介護費用に関連する給付	介護保険サービス 全額
医療手当（15日以上入院の場合）	医療手当（月額） 7,000円
その他	はり・きゅう・マッサージ、温泉療養等

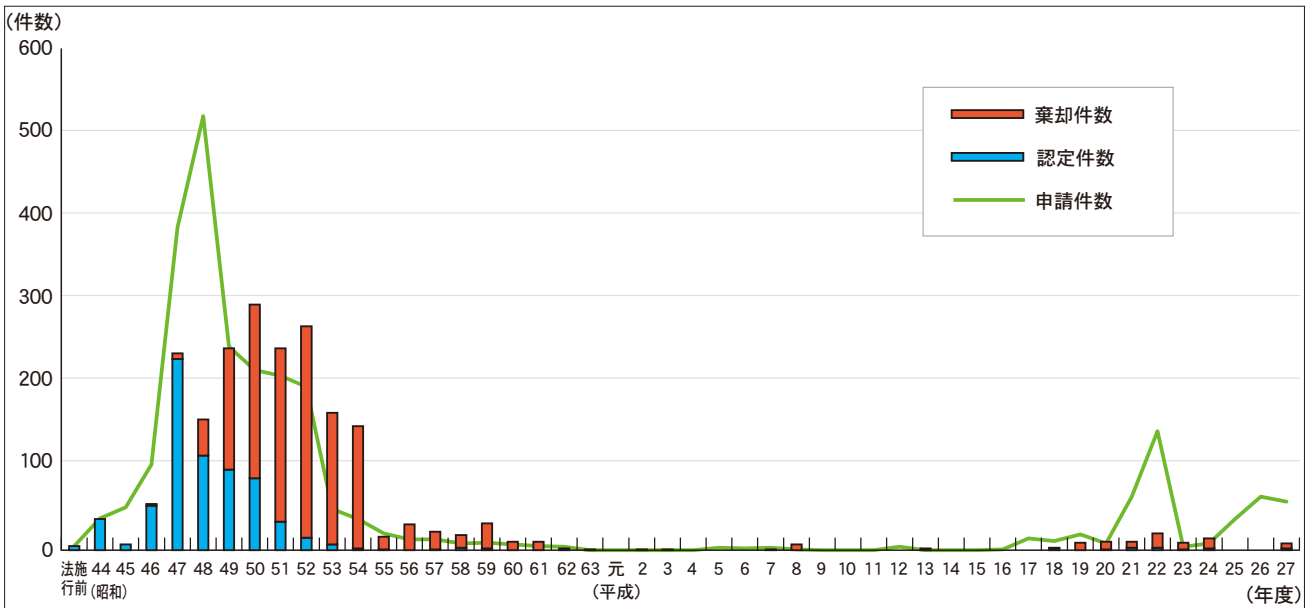
■新潟水俣病認定申請処理状況

年度 件数	法施行前	昭和44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
申請件数	5	38	51	102	385	518	243	215	208	195	49	37	20	13	13	8	9	7
認定件数	5	37	7	53	228	113	96	86	34	15	7	2	1	0	1	3	2	0
棄却件数	0	0	0	2	7	43	145	207	207	252	157	146	15	31	21	15	30	10
取下件数	0	0	10	4	5	5	2	6	4	12	30	13	12	7	1	4	4	0

年度 件数	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
申請件数	5	4	0	0	0	0	0	3	2	3	1	0	0	0	4	0	0	0
認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
棄却件数	10	2	1	0	1	1	0	0	0	1	7	0	0	0	0	2	0	0
取下件数	0	0	0	0	1	0	5	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

年度 件数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
申請件数	1	14	11	19	8	64	142	4	8	37	64	58	2,568
認定件数	0	0	2	0	1	3	3	1	2	0	0	2	704
棄却件数	0	0	1	9	9	7	17	8	12	0	0	6	1,382
取下件数	0	4	0	1	0	2	179	2	2	4	0	0	327

※平成27年度は12月末現在の件数



3 水俣病総合対策事業

水俣病については従来「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく患者の認定が行われてきましたが、その発生地域において水俣病と関連する健康上の不安が訴えられ、さらに、各種訴訟が起こされるなど、水俣病問題は大きな社会問題となっていました。

このような状況の中、環境庁（現環境省）は1991（平成3）年11月の中央公害対策審議会答申を受け、水俣病の総合的な対策に取り組みました。

また、2004（平成16）年10月の熊本水俣病関西訴訟最高裁判決後、新たに多くの方々が救済を求めて認定申請したり、損害賠償請求訴訟が提起されたことを受け、2009（平成21）年7月から「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（特措法）が施行されました。「特措法」に基づく給付は、2010（平成22）年5月から2012（平成24）年7月31日まで申請の受付が行われました。

(1) 医療事業

水俣病が発生した地域に相当期間居住し、阿賀野川の魚介類を多食したことにより、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある人に対して、医療の機会を確保することにより、健康上の問題の軽減・解消を図るため、水俣病に認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する人（医療手帳対象者）に対して療養費、はり・きゅう施術療養費、療養手当を支給し、また、四肢末梢優位の感覚障害以外の、全身性の感覚障害を有する人、または、一定の感覚障害を有する人で水俣病にも見られる症状を有する人（水俣病被害者手帳対象者）に対して療養費、はり・きゅう施術費等を支給する医療事業を実施しています。

この医療事業は、1992（平成4）年6月から始められ、1995（平成7）年3月末までで申請の受付が一旦締め切られました（旧事業(医療手帳)）。その後、同年12月15日に閣議了解された水俣病問題の解決策を受けて、1996（平成8）年1月22日から7月1日までの間、申請の受付が再開（保健手帳(旧)）され、さらに、熊本水俣病関西訴訟最高裁判決を受け、2005（平成17）年10月13日から再度、申請の受付が開始（保健手帳(新)）されました。

2010（平成22）年5月より「特措法」に基づく給付申請の受付が開始されたことに伴い、それまでの保健手帳対象者も改めて「特措法」に基づく給付申請を行うなどして、切り替えを行いました。（水俣病被害者手帳）

(2) 健康管理事業

1993（平成5）年度から、水俣病が発生した地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある人（1965（昭和40）年12月31日以前に水俣病の指定地域に相当期間居住し、かつ、現在も居住している人等）に対して、健康上の不安の軽減・解消を図るため、保健師等による家庭訪問で健康相談などを行う健康管理事業を実施しています。

■医療事業の申請状況 (1996（平成8）年1月22日～2010年（平成22）年4月30日までの間)

申請者 (人)	医療手帳交付者①		旧事業の対象者（死亡者）及び死亡者で新規対象者と同等と判断された者②	保健手帳		非該当
	対象者	旧事業対象者 (生存者)		(旧) 1996(平成8)年7月1日まで	(新) 2005(平成17)年10月13日～10(平成22)年4月末現在	
1,457	274	300	225	35	450	173

※①と②の合計799人が、1995（平成7）年の解決協定による一時金の対象者。

■「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく給付申請等の状況 (2010（平成22）年5月1日～2012年（平成24）年7月31日までの間)

区分	給付申請	うち新規		切替申請	計
申請者数	2,079	1,758		29	2,108



■医療事業の給付内容

医療手帳対象者	
療養費	医療費（保険適用分）の自己負担分
	介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分
はり・きゅう 施術費及び 温泉療養費	保険適用外のはり・きゅう施術費、温泉入浴料 合計で1月当たり7,500円以内
療養手当	医療等のサービスを受けた場合 入院 月額 23,500円 通院 月1回以上 70歳以上 月額 21,200円 70歳未満 月額 17,200円

水俣病被害者手帳対象者	
対象	手足の先の感覚（触覚、痛覚）がにぶいなどの症状がある 左には当たらないが、しびれやふるえ等一定の症状がある
療養費	医療費（保険適用分）の自己負担分
	介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分
はり・きゅう 施術費 及び 温泉療養費	保険適用外のはり・きゅう施術費、温泉入浴料 合計で1月当たり7,500円以内
療養手当	医療費等のサービスを受けた場合 入院 月額17,700円 通院 月1回以上 70歳以上 月額15,900円 70歳未満 月額12,900円

医療手帳
(水俣病総合対策医療事業)

保険者番号	
受給者番号	51153013
受給者	住所
	氏名
	生年月日
発行機関及び印	新潟県知事
交付年月日	平成 年 月 日

水俣病被害者手帳

公費負担者番号	5 1 1 5
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
効力開始日	平成 年 月 日
発行機関及び印	新潟県知事
交付年月日	平成 年 月 日

4 環境省の「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」

環境省では、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(2010(平成22)年4月16日閣議決定)に基づく申請期限を2012(平成24)年7月末までとした後、2012(平成24)年8月「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」を発表しました。

この中で、国として、これをもって水俣病問題の解決とは考えておらず、今後も真剣に向き合い取り組むこととし、医療・福祉施策として高齢化が進む胎児性水俣病患者等の方々やその家族など関係の方々安心して暮らせるための支援や、水俣病発生地域の再生・振興・融和(もやい直し)への取組として環境モデル都市としての取組・地域振興の推進や地域の絆の修復への取組などへの支援を関係地方自治体や関係事業者と協力して施策を講じるとしています。

〔水俣病問題の解決に向けた今後の対策について〕(要旨)

2012(平成24)年8月3日

- 1 医療・福祉施策の取組
 - (1) 環境省による水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業
 - ①胎児性水俣病患者等認定患者への支援事業(住まいの場、神経内科医師派遣事業等)
 - ②認定患者以外の方々への支援事業(神経内科医師水俣派遣事業、相談窓口設置等) 他
 - (2) 公健法に基づく公害保健福祉事業の取組

療養に必要な用具支給、家庭療養指導事業 等
 - (3) 原因事業者(チッソ、昭和電工)による取組

明水園運営支援(チッソ)、介護手当給付(昭和電工) 他
 - (4) 水俣市による取組

明水園の設置・運営
- 2 水俣病問題の解決に向けた水俣病発生地域の再生・振興・融和(もやい直し)に関する取組
 - (1) 環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

水俣市の「環境まちづくり戦略策定」等を踏まえた水俣・芦北地域の振興に対する支援 他
 - (2) 地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するための、地域の融和(もやい直し)についての施策の推進。
(水俣病犠牲者慰霊式等、交流事業等を通じた人材育成、フィールドミュージアム事業などへの補助、新潟における慰霊式開催、慰霊碑設置実現のための対応 等)
 - (3) 人事交流の開始

特措法に基づく救済措置により、2010(平成22)年5月から約6万人を超える方々が申請受付をしましたが、2012(平成24)年7月31日までで申請受付が締め切られました。

しかし、今でも差別や偏見をおそれ被害の声をあげることのできない方や、自分の症状が水俣病と気付いていない方がいると考えられるなど、現在も水俣病問題は解決していない、今なお取り組むべき重要な課題です。